関係者各位

平成２６年１月１７日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ

中古自動車の輸出については、コンテナを利用した輸出の増加や、不適正に解体された自動車を中古車として称して輸出する事例が確認されていることなどを踏まえ、中古車の輸出とは認められない事例、中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲及び廃棄物の輸出に該当する事例について、昨年２月４日付け「中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ」にてお知らせしたところです。

今般、コンテナに積み込む際の部品の一時的な取り外しについて、中古自動車の輸出の実態に鑑み、解体を行うときに必要となる許可を得なくてもこれを行うことができる部品（ミラー、タイヤ等）として、新たに、ヘッドランプ、テールランプ・ストップランプ等のランプ類を追加することとしました。

このため、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について、改めて下記のとおりお知らせします。

なお、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲については、別添のとおり、関係機関に連絡していますので、併せてお知らせします。

記

１．中古車の輸出とは認められない事例

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできません。また、こうした作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができません。

①ハーフカット、②ノーズカット、③ルーフカット、④テールカット、 ⑤エンジンの取り外し、⑥車軸の取り外し、⑦サスペンションの取り外し

２．中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲

１以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性があります。

ただし、次の付属品等を取り外す行為は、解体行為とは解釈されません。

①カーナビ、②カーステレオ、③カーラジオ、④車内定着式テレビ、 ⑤ＥＴＣ車載器、⑥時計、⑦サンバイザー、⑧サイドバイザー、 ⑨ブラインド（カーテン、カーテンレールを含む。）、⑩泥除け、⑪消火器、 ⑫運賃メーター、⑬防犯灯、⑭防犯警報装置、⑮防犯ガラス（プラスチック製のものを含む。）、⑯タコグラフ（運行記録計）、⑰自重計、 ⑱運賃料金箱（両替機を含む。）

また、次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為とは解釈されません。

①タイヤ、②ミラー、③バンパー、④ボンネット、 ⑤リアハッチ・トランクリッド、⑥ランプ類

３．廃棄物の輸出に該当する事例

使用済自動車、解体自動車（※）、特定再資源化物品は、自動車リサイクル法第 121 条に基づき、廃棄物とみなされます。廃棄物を輸出する場合、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認が必要です。

このため、１の①から⑦までに掲げるハーフカット等の作業が行われた自動車を輸出しようとした場合であって、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯が回収されていないときは、廃棄物の輸出に該当するおそれが高く、違法な輸出が未遂であっても、廃棄物の未確認輸出として、罰せられる可能性があります。

※　適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます。

４．問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室
ＴＥＬ　０３－３５０１－１６９０
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
ＴＥＬ　０３－５５０１－３１５３

（別添）

事務連絡
平成２６年１月１７日
経済産業省製造産業局自動車課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

中古自動車等の輸出時の注意事項について（抜粋）

１．・２．（略）

３．ここでいう「使用済自動車」及び「解体」は以下のとおり解釈するのが適当であること。

①～③（略）

④　また、中古車輸出時にコンテナに積み込む際の部品の取り外しについて、幅・高さ・長さの制限から、その取り外しを余儀なくされる場合にあっては、自動車の基本性能を損なわず、解体に関する専門的知識・技術・経験を要しない範囲で部品を取り外し、取り外した部品を一体のものとして同一のコンテナに積んで輸出する場合については、解体行為とはみなさない。ミラー、タイヤ、バンパー、リアハッチ・トランクリッド、ボンネット及びランプ類の取り外しについては、これに該当するものとして扱って差し支えない。（後略）

４．（略）